

社会福祉法人運営ハンドブック

茨城県福祉部福祉人材・指導課

令和6年5月改訂版

目 次

第1	社会福祉法人の定款	
1	定款の作成	5
2	定款の変更	5
第2	社会福祉法人の登記	
1	法人の設立登記	7
2	登記事項の変更の登記	7
第3	社会福祉法人の行う事業	
1	社会福祉事業	9
2	公益事業	10
3	収益事業	12
第4	社会福祉法人の資産	
1	資産の所有	13
2	資産の区分	
(1)	基本財産	14
(2)	その他財産	15
(3)	公益事業用財産及び収益事業用財産	15
3	資産の管理	
(1)	基本財産	16
(2)	基本財産以外の財産	16
(3)	共通事項	17
第5	社会福祉法人の評議員・評議員会	
1	評議員会	
(1)	権限	18
(2)	運営	18
(3)	決議事項	18
(4)	招集及び定足数	18
(5)	議事録	19
2	評議員	
(1)	選任	
ア	評議員選任・解任委員会の設置	19
イ	定数及び任期	19

ウ 要件	20
エ 選任関係書類	20
(2) 報酬等	20

第6 社会福祉法人の理事・理事会

1 理事

(1) 職務	21
(2) 法人との関係	21
(3) 選任	
ア 定数及び任期	21
イ 要件	22
ウ 欠格事由	24
エ 選任手続	24
オ 選任関係書類	24
(4) 報酬等	24

2 理事長

(1) 職務及び権限	26
(2) 専決事項	26
(3) 職務代理	27
(4) 業務執行理事	27

3 理事会

(1) 決議事項	27
(2) 報告	28
(3) 招集及び定足数	28
(4) 運営	28
(5) 議事録	29

第7 社会福祉法人の監事・監査

1 監事

(1) 役割	30
(2) 選任	
ア 定数及び任期	30
イ 要件	31
ウ 欠格事由	31
エ 選任手続	31
オ 選任関係書類	31
(3) 報酬等	32

2 監査

(1) 対象	32
--------	----

(2) 実施時期	32
(3) 監査報告書の作成・報告等	32
3 会計監査人	
(1) 設置	33
(2) 資格、選任及び任期	33
(3) 欠員が生じた場合の対応	33
(4) 監査の実施及び報告の作成	33
第8 社会福祉法人の会計	
1 会計処理の基準	34
2 管理組織の確立	34
3 予算	34
4 契約	36
5 債務管理	37
6 寄附金品の取扱い	37
7 決算	37
第9 その他	
1 情報の公表等	
(1) 定款等の公表	39
(2) 福祉サービス情報の提供等	39
2 福祉サービスの質の向上のための措置	39
3 苦情の解決	39
4 社会福祉充実計画	40

凡 例

本書で用いる法令・通知等の略号は次による。

法・・・・・・・・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

規則・・・・・・・・社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

審査基準・・・・「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号）の別紙 1「社会福祉法人審査基準」

定款例・・・・「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号）の別紙 2「社会福祉法人定款例」

審査要領・・・・「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号）の別紙「社会福祉法人審査要領」

会計基準・・・・平成 28 年厚生労働省令第 79 号

一般法人法・・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

指導監査ガイドライン・・社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」

注) このハンドブックは、各種規程や記録等を作成する際の目安であり、ハンドブックに示した規程等の作成例や議事録の記載事項などについては、事務手続に関するものや必要に応じ限定的に記載するものなどは省略してあります。

このため、詳細については、凡例に記載の「指導監査ガイドライン」及び各種法令により必ずご確認ください。

第1 社会福祉法人の定款

1 定款の作成（法第31条第1項）

定款は、社会福祉法人の運営の基本となる定めであり、社会福祉法人の設立に当たっては、定款を作成し、所轄庁の認可を受ける必要があります。

【留意事項】

法人の所轄庁については、法第30条の規定により、次のようになります。

- ① 主たる事務所が市の区域内にあり、事業を行う区域（施設・事務所の所在地）が当該市の区域を越えない法人⇒主たる事務所の所在地の市長
- ② 法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定める法人⇒厚生労働大臣
- ③ ①及び②に該当しない主たる事務所が本県内にある法人⇒茨城県知事

定款に記載する事項には、必要的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があります。必要的記載事項については、法第31条第1項に規定されており、その1つを欠いても定款として成立しませんが、相対的記載事項及び任意的記載事項は、必要的記載事項以外に法人が必要と認めて記載する事項です。

定款の具体的な記載内容については、厚生労働省から定款例が示されていますので、これに準拠して定款を作成します。

また、定款とは別に、定款の施行についての細則を併せて定める必要があります。

社会福祉法人は、関係法令・通知のほか、法人で定める定款や諸規程に基づき運営することになりますが、所轄庁等は、法人が法令や定款等を遵守しているかどうかを確認するために、法人からその業務又は会計の状況に関し報告を求めたり、法人の業務及び財産の状況について検査を行います。なお、法人が法令や定款等に違反したり、その運営が著しく適正を欠くと認められるときは、所轄庁は、法人に対し、必要な措置を採るよう命じたり、業務の停止や解散を命じたり、役員の辞職の勧告などを行うことがあります。（法第56条）

2 定款の変更（法第45条の36、規則第4条第1項）

事業の増減、基本財産の増減、役員・評議員定数の増減等のために定款の記載事項を変更する場合は、定款に定める手続を経て、所轄庁の認可を受けることが必要です。

なお、次の変更については、所轄庁への届出で足りませんが、当該事項であっても、認可が必要な事項と併せて変更を行う場合は、変更認可申請を行うことが必要です。

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 基本財産の増加
- ③ 公告の方法の変更

【社会福祉法（抜粋）】

（申請）

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 社会福祉事業の種類
- 四 事務所の所在地
- 五 評議員及び評議員会に関する事項
- 六 役員（理事及び監事をいう。）の定数その他役員に関する事項
- 七 理事会に関する事項
- 八 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 九 資産に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 公益事業を行う場合には、その種類
- 十二 収益事業を行う場合には、その種類
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の方法

（定款の変更）

第45条の36

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（監督）

第56条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第2 社会福祉法人の登記

1 法人の設立登記（法第29条、第34条、組合等登記令第2条）

社会福祉法人は、所轄庁の認可を受け、2週間以内に設立の登記をすることにより成立します。

また、社会福祉法人は、設立、事務所の移転その他登記事項の変更等の場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の定めるところにより、登記をしなければならず、登記すべき事項は、登記の後でなければ第三者に対抗することはできません。

このことから、社会福祉法人にとって、設立登記は、成立要件及び第三者対抗要件となります。

なお、登記しなければならない事項は、次のとおりです。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 資産の総額

【留意事項】

社会福祉事業以外に公益事業や収益事業を定款に記載している場合は、当該事業についても登記してください。

【社会福祉法】

（登記）

第29条 社会福祉法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（成立の時期）

第34条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 登記事項の変更の登記（組合等登記令第3条）

登記事項に変更が生じたときは、組合等登記令により、2週間以内に変更の登記を行います。ただし、資産の総額の変更の登記は、事業年度終了後3月以内に行うことでります。

【留意事項】

理事の改選において理事長等代表権を有する者が再任された場合でも、代表権を有する者に変更が生じたこととなるので重任登記が必要です。

【組合等登記令（抜粋）】**（設立の登記）**

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第3条 組合等において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内にすれば足りる。

第3 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業（法第2条、法第22条、審査基準第1の1）

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された法人であり（法第22条）、社会福祉事業を行うほか、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができます。

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類され、それぞれ事業の種類が限定列挙されています。

なお、事業の実施に当たっては次のような要件を満たすことが必要です。

- ① 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- ② 法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- ③ 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。

【社会福祉法（抜粋）】

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業

七 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～十三 （略）

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一～五 （略）

(定義)

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

2 公益事業（法第26条、審査基準第1の2）

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができます。

なお、公益事業の実施に当たっては、次のような要件を満たすことが必要です。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ③ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- ④ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係ないものを行うことは認められないこと。
- ⑤ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

【留意事項】

社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業については、法第26条第1項、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び「社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」（平成14年厚生労働省告示第283号）により示されています。

【審査基準（抜粋）】

第1 社会福祉法人の行う事業

2 公益事業

(2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること。(社会福祉事業であるものを除く。)

ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービスの事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業

オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業カ 子育て支援に関する事業

- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ク ボランティアの育成に関する事業
- ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- コ 社会福祉に関する調査研究等

【審査要領（抜粋）】

第1 社会福祉法人の行う事業

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること。（社会福祉事業に該当するものを除く。）

- (1) 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（(3)を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

【留意事項】

公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款変更の必要はありません。（定款例第35条備考1（注3））

3 収益事業（法第26条、審査基準第1の3）

社会福祉法人は、社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。

なお、収益事業の実施に当たっては、次のような要件を満たすことが必要です。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。

【審査要領】

第1 社会福祉法人の行う事業

3 収益事業

(4) (略)

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

第4 社会福祉法人の資産

1 資産の所有（法第25条、審査基準第2の1の（1））

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、所有権を有しているか、又は、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることも認められますが、この場合、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記する必要があります。

【留意事項】

不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。（審査要領第2の（7））

また、特別養護老人ホームを設置する場合等においては、関係通知により、特例として、上記の資産要件が緩和されています。

【関係通知】

特例に関しては、次の関係通知が発出されています。

区 分	通 知
特別養護老人ホームを設置する場合	国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号）
地域活動支援センターを設置する場合	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成24年3月30日社援発0330第5号）
既設法人が福祉ホームを設置する場合	国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号）
既設法人が通所施設を設置する場合	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号）

既設法人以外の法人が保育所を設置する場合	不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合	地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発第1213001号）
幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る）を行う施設を設置する場合	不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号）
国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合	国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号）

2 資産の区分（審査基準第2の2）

法人の資産については、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合）に区分されます。

（1）基本財産（審査基準第2の2の（1）、審査要領第2の（5））

基本財産は、土地・建物、現金等から構成され、定款上に明記されます。

社会福祉施設を運営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければなりません（借地が認められる場合等を除く。）。

基本財産は、法人存立の基礎となるものですから、これを処分したり、担保に供しようとするとき（独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合及び協調融資に係る民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合を除く。）は、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得る必要があります。

なお、社会福祉施設の改築に当たり、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、所轄庁の財産処分の承認は必要とされていません。

【留意事項】

「施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいいます。(審査要領第2の(4))

(2) その他財産 (審査基準第2の2の(2))

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

その他財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意が必要です。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産 (審査基準第2の2の(3))

公益事業用財産及び収益事業用財産については、他の財産と明確に区分して管理する必要があります。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用することができます。

【定款例 (抜粋)】

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(略)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) の4種 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種) とする。

2 本文第2項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) 以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業 (公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載) の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

3 資産の管理（審査基準第2の3）

(1) 基本財産（審査基準第2の3の(1)、審査要領第2の(8)、(10)、(11)）

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法（元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法）で行う必要があります。

次のような財産又は方法で管理運用することは適当ではありません。

- ① 価値の変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

なお、設立時又は設立後に、基本財産として株式が寄附された場合は、株式の保有が認められます。この場合、法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、保有の割合は2分の1を超えてはなりません。

また、全株式の20パーセント以上を保有している場合は、法第59条の規定による現況報告書等の提出に合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の所定の事項を記載した書類を提出する必要があります。

(2) 基本財産以外の財産（その他財産・公益事業用財産・収益事業用財産）（審査基準第2の3の(2)、審査要領第2の(11)）

基本財産以外の財産についても、安全、確実な方法で管理運用する必要があります。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は、公開市場を通してのも

の等に限られます。

なお、株式の保有の割合の制限、当該営利企業の概要に関する書類の提出については、基本財産の場合と同様です。

【留意事項】

株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合は、定款に「基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。」旨の規定を設ける必要があります。(定款例第30条備考)

(3) 共通事項（審査基準第2の3の(3)）

法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が相当部分を占めないようにする必要があります。

第5 社会福祉法人の評議員・評議員会

1 評議員会

(1) 権限（法第45条の8）

評議員会は、役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議し、中立・公正な立場から理事等をけん制・監督する役割を担う機関です。

(2) 運営（法第45条の9、第45条の9第10項準用一般法人法第194条、指導監査ガイドライン）

評議員会における議決は、対面（※「テレビ会議等」によることを含む。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）は認められておりません。

※各評議員の音声が即時に他の評議員に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれます。

決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行いますが、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合になります。

なお、監事の解任や定款変更等法律に規定された重要案件については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければなりません。（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）

また、決議に特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることはできません。

評議員会の議案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったとみなします。

(3) 決議事項（法第43条第1項ほか）

評議員会で決議すべき事項としては、関係法令及び定款で定められていますが、次のようなものがあります。

- ① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ② 理事、監事の報酬等の決議
- ③ 理事等の責任の免除
- ④ 役員報酬等基準の承認
- ⑤ 計算書類の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散の決議
- ⑧ 合併の決議
- ⑨ 社会福祉充実計画の承認

(4) 招集及び定足数（法第45条の9、第45条の9第10項準用一般法人法第181条、第182条）

評議員会は、理事会の決議により、評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間（又は定款で定めた期間の）前までに評議員に書面又は電磁的方法により通知します。評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要です。

なお、定時評議員会の招集の通知に際しては、評議員に対し、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、財産目録、事業報告及び監査報告（会計監査報告がある場合はこれを含む。）を提供しなければなりません。

また、定時評議員会の招集事項を決定する理事会は、計算書類等の備え置き及び閲覧に関する規定との関連から、定時評議員会の日より2週間以上前に開催する必要があります。

（5）議事録（法第45条の11第1項、規則第2条の15）

議事録については、必要な記載事項を書面又は電磁的記録によって作成する必要があります。法令上、出席評議員の署名等を必要とする旨の規定はありませんが、内容が適正であることを担保する観点から、定款で議事録への記名押印等に関する規定を設けるようにしてください。

議事録に記載する主な内容は次のとおりです。

- ①評議員会が開催された日時及び場所
- ②評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- ⑤評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

2 評議員

（1）選任

ア 評議員選任・解任委員会の設置（法第31条第5項、第39条、定款例第6条）
評議員の選任及び解任は、定款の定めに従って行います。

理事又は理事会が評議員を選任することができないので、それ以外で中立性が確保された方法を定款に定めています。

定款例では、監事、事務局員及び外部委員によって構成する評議員選任・解任委員会を設置して行うこととしています。

なお、理事又は理事会が評議員を選任・解任する定めは無効です。

イ 定数及び任期（法第40条第3項、第41条、定款例第5条備考（1）、第7条備考）
評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数です。確定数とすることもできます。

任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までで、定款によって伸長（4年→6年）することもできます。また、定款で補欠を選任しておくことも可能です

ウ 要件（法第39条、第40条）

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めにより選任します。欠格事由は理事と同じです。

なお、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできず、各評議員又は各役員について、その配偶者及び3親等以内の親族その他特殊の関係のある者が含まれてはなりません。また、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできません。

【参考】（指導監査ガイドラインI3（1）2）

法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当ではないため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士や顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではありません（法律面や経営面でのアドバイスのみを行う契約となっている場合は、選任することは可能）。

エ 選任関係書類（指導監査ガイドラインI3（1）1，2）

評議員の要件を満たしていることなどその有効性を明らかにするために、選任に係る議事録だけではなく、評議員名簿とともに定款施行細則等で定めた書類を整備するようにしなければなりません。

（選任関係書類例）

- ① 就任承諾書
- ② 履歴書
- ③ 交付した委嘱状の写し
- ④ 欠格事由に該当しない旨の申立書

（2）報酬等（法第45条の8第4項準用一般法人法第196条）

評議員の報酬等の額については、定款で定めます。

第6 社会福祉法人の理事・理事会

1 理事

(1) 職務（法第45条の16）

理事会の構成員として法人の業務執行の決定等法人運営の重要な役割を担っており、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を執行する必要があります。

【社会福祉法（抜粋）】

（理事の職務及び権限等）

第45条の16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(2) 法人との関係（法第38条、審査基準第3の1の(3)）

社会福祉法人と理事との関係は、民法上の委任関係にあると解されています。

理事は、善良な管理者の注意をもって、社会福祉法人の事業運営に当たる義務を負うものです。実際に法人運営に参画できない者が理事として名目的に選任されることは適当ではありません。

【民法】

（委任）

第643条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（受任者の注意義務）

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

【判例（抜粋）】

「・・・社会福祉法人と理事との関係は、基本的には、民法の委任に関する規定に従うものと解される・・・」

（最高裁平成17年(受)第614号平成18年7月10日第二小法廷判決）

(3) 選任

ア 定数及び任期（法第44条第3項、第45条、第45条の7第1項、定款例第15条備考(2)）

理事の定数は定款に定めます。定数は6人以上で確定数とすることもできます。

任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結時までで、定款によって短縮することもできます。また、員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する必要があります。

【留意事項】

理事の定数に関する事項を変更する場合は、定款を変更し所轄庁の認可を受ける必要があります。(法第45条の36第2項)

なお、理事を増員する場合、当該理事の任期は既存の理事の任期の考え方と同様です。

【社会福祉法（抜粋）】

(役員資格等)

第44条

3 理事は6人以上、監事は2人以上でなければならない。

(役員任期)

第45条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

(役員欠員補充)

第45条の7 理事のうち、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

イ 要件(法第44条第4項、第6項、審査基準第3の1、審査基準第3の3の(7))

理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たすことが求められています。また、理事のうちには、次に掲げる者が含まれる必要があります。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者※

※ 当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要はなく、施設の管理者のうち1人以上が理事に選任されていれば足りる。

なお、理事には、各理事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(上限3人)及びその当該理事の合計が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはなりません。また、暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできません。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要から、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加える必要があります。

【留意事項】

「親族その他特殊の関係がある者」とは、規則第2条の10及び指導監査ガイドライン4(3)〈着眼点〉(注2)に規定する親族等をいい、具体的には次のとおりとなります。

- ① 配偶者
- ② 3親等以内の姻族
- ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)
 - i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ii 当該理事の使用人
 - iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - iv ii又はiiiの配偶者
 - v i～iiiの3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にしている者
 - vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
 - vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議員の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
 - ・国の機関、地方公共団体、独立公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人

※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第1項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記と同一ではないため留意が必要。

※ 社会福祉協議会については、関係行政庁の職員が役員総数(理事と監事の合計数)の5分の1を超える割合を占めることは認められていない。(法第109条第5項)

【審査要領】

第3 法人の組織運営

- (1) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。
- (2) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (3) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

ウ 欠格事由（法第44条第1項準用法第40条第1項）

次のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の理事になることができません。

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 選任手続（法第43条第1項）

社会福祉法人の理事は、評議員会の決議により選任します。

オ 選任関係書類（指導監査ガイドラインI4（3））

理事の要件を満たしていることなど理事選任の有効性を明らかにするために、選任に係る評議員会の議事録だけではなく、役員名簿とともに定款施行細則等で定めた書類を整備するようにしなければなりません。

（選任関係書類例）

- ① 就任承諾書
- ② 履歴書
- ③ 交付した委嘱状の写し
- ④ 欠格事由に該当しない旨の申立書

（4）報酬等（法第45条の35、第45条の16第4項準用一般法人法第89条、指導監査ガイドラインI8）

支給基準は、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理状況その他の事情を考慮して不当に高額なものとならないよう定める必要があります。

額については、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定めます。

【留意事項】

役員や評議員の報酬の財源については、関係通知により、経営する事業の種類に応じ制約があります。

また、関係通知により、報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがあり、社会福祉法人はきわめて公共性の高い法人であることから、報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならないとされています。

(関係通知)

区 分	通 知
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について (平成12年3月10日老発第188号)
指定障害者支援施設等	障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて (平成18年10月18日障発第1018003号)
措置費支弁対象施設	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について (平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号)
指定障害児入所施設等	指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて (平成24年8月20日障発0820第8号)
児童福祉施設(私立保育所)	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について (平成27年9月3日府子本254号雇児発0903第6号)

【定款例】

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考1)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考2)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考3)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

2 理事長

(1) 職務及び権限（法第45条の16第2項、17第1項）

理事長は、法人の業務を執行するとともに、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。

(2) 専決事項（定款例第24条）

理事長は、日常の業務として理事会が定めた事項を専決します。専決事項は、定款施行細則や理事長専決規程などで規定する必要があるため、理事長は、後日専決事項を理事会に報告します。

【定款例（抜粋）】

(権限)

第24条 (略)

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定する

ことが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

【留意事項】（法第45条の13第4項第3号）

施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから理事会の決議により決定します。

（3）職務代理（「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ & A問39-5）

理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、理事長は理事会において選定されることから、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効です。

また、利益相反取引については、理事会における承認及び報告により可能です。

（4）業務執行理事（法第45条の16第2項第2号、定款例第15条～17条）

業務執行理事は、理事長の他に理事の中から法人の業務を執行する理事として理事会で選定することができますが、設置自体（要否）は理事会が判断します。

また、設置する場合には、定款に規定するようにしてください。

3 理事会

（1）決議事項（法第45条の13第2項第3号、指導監査ガイドラインI6（1）2他）

理事会は全ての理事で組織され、法人の業務執行の決定を行う重要な機関です。

理事会で決議すべき事項としては、関係法令及び定款等で定められていますが、次のようなものがあります。

- ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ⑥ 競業及び利益相反取引の承認
- ⑦ 計算書類及び事業報告等の承認
- ⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）
- ⑨ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定
- ⑩ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）

(2) 報告（法第45条の16第3項）

理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上（定款で規定した場合は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）理事長専決事項等報告が必要な事項や、役員から報告を求められた事項を報告する必要があります。

(3) 招集及び定足数（法第45条の14第1項、第4項）

理事会は各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集し、決議に必要な出席者数（定足数）は、議決に加わることができる理事の過半数ですが、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合になります。

(4) 運営（法第45条の14第4項、第5項、第9項準用一般法人法第96条）

理事会における議決は、対面（「テレビ会議等」によることを含む。）により行うこととされており、決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行いますが、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合になります。

なお、決議に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできません。

また、書面決議は認められていないが、定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨を定めたときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。

【定款例（抜粋）】

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当

該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。
(備考)

第1項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(5) 議事録(法第45条の14第6項、規則第2条の17第2項、規則第2条の18第1項第1号、第2項)

議事録については、出席理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要ですが、定款で理事の署名等については理事長の署名等とすることができます。

なお、電磁的記録により作成した場合は、署名は電子署名とします。

議事録に記載する主な内容は次のとおりです。

- ① 理事会が開催された日時及び場所
 - ② 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - ④ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
 - ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるとき
 - ・ 競業又は利益相反取引を行った理事による報告(※1)
 - ・ 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告(※2) など
- 注) ※1 : 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項
 ※2 : 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条
- ⑥ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

第7 社会福祉法人の監事・監査

1 監事

(1) 役割（法第45条の18）

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。また、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

【社会福祉法】

(監事)

第45条の18 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【定款例】

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの

(2) 選任

ア 定数及び任期（法第44条第3項、第45条、第45条の7第2項、定款例第1

5条備考（2）

監事の定数は定款に定めます。定数は2人以上で確定数とすることもできます。任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までで、定款によって短縮することもできます。また、員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する必要があります。

イ 要件（法第44条第2項、第5項、第7項、指導監査ガイドライン）

監事は、適正な法人運営の確保に関し重要な役割を担っており、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできません。また、監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者

なお、監事には、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と特殊の関係のある者が含まれてはなりません。また、暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になることはできません。

【参考】

法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではありません（法律面や経営面のアドバイスのみの契約となっている場合は、選任することは可能）。

ウ 欠格事由（法第44条第1項準用第40条第1項）

理事の場合と同様です。

エ 選任手続（法第43条第1項、第3項準用一般法人法第92条第1項）

理事の場合と同様です。

ただし、理事の選任と異なる手続としては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、現任の監事の過半数の同意（監事が2人の場合2人の同意）を得る必要があります。

なお、監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書のほか、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えありません。

オ 選任関係書類

理事の場合と同様です。

- (3) 報酬等（法第45条の35、第45条の16第4項準用一般法人法第89条）
理事の場合と同様です。

2 監査

- (1) 対象（法第45条の18第1項、第2項、第45条の28、規則第2条の27、第2条の36）

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するほか、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。また、毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は監事の監査を受ける必要があります。

計算書類及びその附属明細書についての監査報告内容は次のとおりです。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報
- ⑤ 監査報告を作成した日

また、事業報告及びその附属明細書についての監査報告内容は次のとおりです。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- ⑥ 監査報告を作成した日

- (2) 実施時期（法第45条の27）

計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、毎会計年度終了後3月以内に作成する必要があることから、期限を過ぎることのないよう適切な時期に実施する必要があります。

- (3) 監査報告書の作成・報告等（規則第2条の27、第2条の36、法第45条の18第3項準用一般法人法第100条～102条）

監事は、監査報告を作成するほか、理事が不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告したり、理事会に

出席し必要があると認めるときは意見を述べる責務があります。また、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、この内容が法令や定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告する必要があります。

3 会計監査人

(1) 設置（法第36条第2項、第37条）

特定社会福祉法人（収益（※1）30億円超又は負債（※2）60億円超）は、会計監査人の設置が義務付けられています。また、特定社会福祉法人以外でも定款の定めによって設置することが可能です。

※1：法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益

※2：法人単位貸借対照表における負債

(2) 資格、選任及び任期（法第45条の2第1項、第43条第1項、第45条の3第1項）

会計監査人は、公認会計士又は監査法人のうちから評議員会の決議によって選任します。また、任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までです。

(3) 欠員が生じた場合の対応（指導監査ガイドラインI7）

会計監査人は、決算時に計算関係書類の監査を行うほか、年度を通じて法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任する必要があります。

(4) 監査の実施及び報告の作成（法第45条の19第1項、2項、規則第2条の22、30）

会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書、及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成します。

なお、会計監査報告の記載事項は次のとおりです。

- ① 会計監査人の監査の方法及びその内容
- ② 監査意見
- ③ 追記情報
- ④ 会計監査報告を作成した日

第8 社会福祉法人の会計

1 会計処理の基準

社会福祉法人の会計に関しては、関係法令や通知のほか、法人の定める定款及び経理規程により処理することになります。

【留意事項】

社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき処理します。

また、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号）及び、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する適用上の留意事項について」（平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号）が示されていますので、留意する必要があります。

2 管理組織の確立

法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ責任者を定め、法人の管理運営に十分配慮した体制を確保する必要があります。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行うなど、適正に会計事務処理を行う必要があります。

会計責任者については、理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理事務を行い、又はこれらの事務を理事長の任命する出納職員に行わせることとなりますが、内部牽制の確保のために会計責任者と出納職員の兼務は避けるようにしてください。

施設入所者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別とし、内部牽制に配慮し、個人ごとに適正に管理してください。

3 予算

予算は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）開始前に、事業計画に基づき理事長が編成し、理事会の承認を得なければなりません。

予算に基づいて事業活動を行うこととなりますが、年度途中で、予算との乖離等が見込まれる場合は、乖離等が法人運営に支障がなく軽微な範囲にとどまる場合を除き、補正予算を編成するようにしてください。

【定款例】

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議

員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

4 契約

契約等の取扱いについては、会計基準のほか、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発発0329第3号）によることとされており、法人においては、これを踏まえて経理規程に明確に規定する必要があります。

契約に当たっては、次の点に注意してください。

① 理事会議決の要否

理事会の議決が必要な案件なのか、理事長の専決案件なのかを定款施行細則（専決規程）等で確認のうえ、契約を締結してください。

② 随意契約

随意契約による場合は、経理規程で定める「合理的な理由」に該当するかどうかを判断のうえ、理由等を文書で明確にしておいてください。

③ 契約者

契約書の作成を省略できる場合を除き、理事長又はその委任を受けた者の名前で契約書を作成してください。

なお、国庫補助等による社会福祉施設建設工事に係る契約に当たっては、「社会福祉施設整備に係る契約マニュアル」（茨城県福祉部）を参考としてください。

【社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて】（抜粋）

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない場合

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

①～⑥ (略)

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

①～③ (略)

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

①～④ (略)

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
(契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格

その他の条件を変更することはできないこと)

- キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内で随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するとき定めた条件を変更することはできないこと）

別表

区 分	金 額
会計検査を受けない法人	1, 0 0 0 万円
会計検査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・建築工事：2 0 億円 ・建築技術・サービス：2 億円 ・物品等：3, 0 0 0 万円

5 債務管理

借入金は、事業運営上必要な場合に限り行われますが、やむを得ず借入を行う場合は、理事会（専決規程等で理事に委任する範囲の場合を除く。）の承認を得たうえで、金銭消費貸借契約等により債権債務関係を明確にしておくようにしてください。

また、借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、寄附予定者と書面による贈与契約を締結し、当該寄附が確実に履行されるようにしてください。

6 寄附金品の取扱い

寄附金品の受入は、寄附者の意思を尊重し、有効に役立てることができるように適正に取り扱わなければなりません。

金銭の寄附については、寄附目的に応じ帰属区分を決定し、当該区分の寄附金収入としますが、寄附物品については、取得時の時価により寄附金として計上するとともに、当該物品の使用目的に応じて対応する支出科目に計上します。

なお、寄附金を收受する場合は、寄附者から寄附申込書を徴し、領収書を交付することとし、寄附金台帳等を整備したうえで、適切に管理してください。

【留意事項】

社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要することのないようにしてください。

7 決算（法第45条の27第2項、第45条の28第1項、法第45条の28第3項、法第45条の30第2項）

法人は、会計年度終了後3月以内に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けたのち、理事会の承認を

受ける必要があります。また、計算書類は定時評議員会の承認も必要となります。

【社会福祉法（抜粋）】

(計算書類の作成及び保存)

第45条の27

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第45条の28 前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

3 第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の定時評議員会への提出等)

第45条の30

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第9 その他

1 情報の公表等

(1) 定款等の公表（法第59条の2、規則第10条第1項、審査基準第5の（5））

法人は、次の事項について遅滞なくインターネットにより公表しなければなりません。

- ① 定款
- ② 役員等報酬基準
- ③ 計算書類
- ④ 役員等名簿
- ⑤ 現況報告書

なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（例：役員名簿等における個人の住所、公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来すおそれがある母子生活支援施設や女性自立支援施設等の所在地）を除きます。

また、インターネットの利用による公表については、法人のホームページ又は「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされますが、最新の内容であることに留意願います。

(2) 福祉サービス情報の提供等（法第75条、第76条、第77条）

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うとともに、利用の申込みがあった場合には、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明することが求められています。

また、福祉サービスの利用契約が成立したときは、経営者の名称や事務所の所在地、福祉サービスの内容や利用料金など厚生労働省令で定める事項を記載した書面（電磁的方法でも可）を利用者に交付しなければなりません。

2 福祉サービスの質の向上のための措置（法第78条第1項）

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行い、常に福祉サービスを受ける者の立場に立ち、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければなりません。

福祉サービス第三者評価事業は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価するものであり、当該事業による第三者評価を活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講ずるようにしてください。

3 苦情の解決（法第82条）

社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの

苦情の適切な解決に努めなければなりません。

苦情処理に係る規程等を定め、円滑に機能するよう苦情解決の体制を構築し、利用者等に対して周知を図り、適切に運用するようにしてください。

【留意事項】

苦情解決の体制や手順等については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）において示されています。

苦情解決の体制については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置します。

- ① 苦情解決責任者：責任主体を明確とするため施設長や理事等
- ② 苦情受付担当者：サービス利用者が苦情を申しやすいよう職員の中から任命
- ③ 第三者委員（複数名）：苦情解決を円滑・円満に図ることができる者で世間から信頼性を有する者（評議員（理事を除く。）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等）

また、苦情解決の手順については、おおむね次のようになります。

- ① 施設内掲示、広報誌等による利用者等への周知
- ② 苦情受付担当者による苦情の受付・記録
- ③ 苦情解決責任者・第三者委員への苦情受付の報告
- ④ 苦情解決責任者等と苦情申出者との苦情解決に向けた話し合い
- ⑤ 苦情受付から解決までの記録、第三者委員への報告
- ⑥ 解決結果の事業報告書、広報誌等による公表

4 社会福祉充実計画（法第55条の2、社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準）

法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部の額から負債の部の額を控除した額が事業継続に必要な財産額を上回るか否かを算定し、上回った場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画を策定し、これに基づく事業を実施しなければなりません。

作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。）及び理事会・評議員会の承認を経て、所轄庁の承認を受ける必要があります。

なお、その承認を受けた直近の社会福祉充実計画は、法人のホームページ等において公表することになります。